

むつ市広告掲載申込書

年 月 日

むつ市長 宮下 順一郎 様

《申込者》

住所 (所在地)

名称

代表者職・氏名

印

電話番号

F A X 番号

担当者職・氏名

むつ市広告掲載実施要綱第 8 条の規定により、次のとおり申込みます。

なお、掲載に当たっては、むつ市広告掲載実施要綱及びむつ市広告掲載実施基準を遵守します。

広告の掲載を希望する媒体	むつ市政だより
掲載位置及び規格等	下 1 段 (縦 5.5cm 以内 × 横 19cm 以内) 下 1 段の 2 分の 1 (縦 5.5cm 以内 × 横 9.5cm 以内)
掲載を希望する期間	月 日号
納税状況及び調査同意欄	滞納はありません ----- 広告の掲載に関し必要があるときは、自らの納税状況調査について同意します。 年 月 日 住所 (所在地) 名称 代表者職・氏名 印

別記(第8条関係)

むつ市広報紙への広告について

(広告の場所)

- 1 広告は、市広報紙の表紙及び裏表紙を除く2ページ以降の下1段に掲載されます。

(広告できる方と内容)

- 2 広告は、むつ市広告掲載実施要綱第3条に掲げる事項に該当しないものでなければなりませんのでご確認ねがいます。

(広告掲載の料金)

- 3 広告掲載の料金は、次のとおりです。

(1) 下1段(縦 5.5cm以内×横 19cm以内)

掲載1回につき 31,500円

(2) 下1段の2分の1(縦 5.5cm以内×横 9.5cm以内)

掲載1回につき 15,750円

(広告掲載の取消し)

- 4 市広報紙の編集上、特に支障のある場合、広告の原稿が期日までに提出されない場合、広告掲載の料金が期日までに納入されない場合及び掲載の申込があっても市長が掲載の決定をしない場合は、掲載希望号に掲載できません。

(広告掲載の位置)

- 5 広告を掲載するページは、指定できません。

(広告原稿の提出)

- 6 掲載広告の見本を、指定する期日までに提出してください。

(広告の掲載回数)

- 7 広告の掲載回数は、申込み1回につき、発行号1回になります。

詳しくは、むつ市広報広聴事務取扱規則(平成21年むつ市規則第39号、むつ市広告掲載実施要綱(平成19年むつ市告示第40号)及びむつ市広報紙取扱要綱(平成21年むつ市告示第46号)をご覧になるか、むつ市広報広聴課(電話22-1111内線2152)にお問い合わせください。